秋季火災予防運動

11月9日の「119番の日」～15日の一週間は、「消すまでは　出ない行かない　離れない」を合言葉に全国一斉に秋季火災予防運動を実施します。

消防機関では、事業所への立入検査や、婦人防火クラブ員の防火広報、幼年消防クラブ員の法被通園で広く火災予防を呼び掛けます。

これから、空気が乾燥し寒さも一段と厳しくなります。火災予防は一人一人の日頃の心掛けが大切です。外出前や就寝前には火の元を点検し、家の周囲に燃えやすいものを置かないようにしましょう。

火災のない安全で安心して暮らせるまちづくりに協力をお願いします。

あやせ消防フェスティバル2012

11月9日(金)10時～12時、文化会館と駐車場で開催。

式典や幼年消防クラブ員による演技、婦人防火クラブ員による消防音頭などを披露します。

11時30分から、駐車場で幼年消防クラブ員と消防車の綱引き大会や水消火器での消火体験なども行います。

主市、市少年婦人防火委員会。

問予防課☎76・2166。

▲消防車に負けないぞ

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

◆3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する

○ガスこんろなどから離れるときは、必ず火を消す

◆4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

○寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

来年4月からの保育所入所希望を12月3日から受け付け

▼保育所▽綾南保育園（上土棚南）▽大上保育園（大上）▽つぼみ保育園（深谷中）▽吉岡保育園（吉岡）▽おとぎ保育園（早川）▽深谷保育園（深谷上）▽さくらチャイルドセンター（寺尾西）▽（仮称）綾瀬いずみ保育園（上土棚北新設予定）▼市外の保育所を希望する場合　保育所の名称、申し込み期限、申し込み要件などを、保育所がある市区町村で事前に確認してください▼対象　0歳児（受入可能月齢は施設による）～未就学の6歳児。定員超過などで待機になる場合あり▼入所基準　次の理由などで家庭での保育が十分にできないこと。①保護者が常に日中働いている②保護者に病気・けが・障害がある③保護者が長期にわたり病人などを常に介護している④母親が出産前後8週間以内▼申　子育て支援課(☎70・5615)にある申込用紙に記入し、就労証明書などを添付して（24年分源泉徴収票などは後日提出）12月3日～21日に同課へ直接▼その他　現在待機中で来年4月以降も引き続き入所を希望する方も、同様の手続きが必要

寒風を吹き飛ばして 市駅伝競走大会参加者募集

第35回市駅伝競走大会を、来年1月20日(日)9時スタートで開催します。仲間と一緒に、新春のまちを走ってみませんか。スポーツセンター陸上競技場がスタート・ゴールで、12月7日以前から市内在住・在勤・在学の中学生以上が対象です。

申同センターにある申込用紙に記入し、12月9日20時までに同センターへ直接。

【第1部(3区間9・8㎞)】▼部門　中学生男子・女子、シニア、一般女子▼チーム編成5人（監督1人・選手3人・補欠1人）▼走路(1～3区とも同)陸上競技場→保健医療センター入口→綾瀬小前→光綾公園前→長峰代官橋前→陸上競技場▼距離(内周)1区3640m、2・3区3090m

【第2部(5区間24・5㎞)】▼部門　一般▼チーム編成8人（監督1人・選手5人・補欠2人）▼走路・距離▽1区　陸上競技場→保健医療センター入口→綾瀬小前→光綾公園前→寺尾交番前→寺尾歩道橋→厚木土木事務所前→陸上競技場、外周6480m▽2・4区　陸上競技場→保健医療センター入口→綾瀬小前→光綾公園前→長峰代官橋前→陸上競技場、内周3090㍍▽3・5区　1区と同、外周5930m

【交通規制にご協力を】

当日8時30分～13時、コースの一部で交通規制を行います。

同センターの第1～3駐車場は封鎖します。市役所駐車場か早川城山多目的広場駐車場を利用してください。

問スポーツ課☎70・5656。

栄冠を目指して

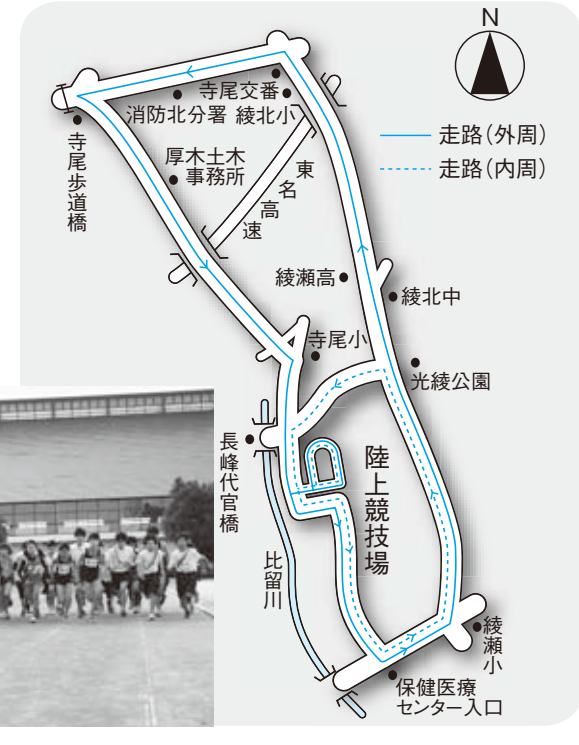

税金は豊かで住みよい社会を作る財源です

11月11日～17日は税を考える週間です。納められた市税や国保税は、小・中学校の施設整備や教育文化のための教育費、福祉の充実のための民生費、病気やけがをしても安心して医療機関にかかるための医療費など、地域を豊かに住みよい社会作りのための費用として使われています。一人一人が正しく税金を納めることが大切です。

●市税を滞納したら

納期限が過ぎると税額の他に、遅延期間に応じて延滞金を納めなければなりません。延滞金は、納期限の翌日から1カ月は年4・3%、納期限から1カ月を経過した日から年14・6%の割合で加算されます。納期限までに納付した納税者との公平性を保つためにも、高率になっているので納期限までに納付をお願いします。

●滞納処分

督促状を発送した日から10日以内に完納しないときは、財産の差押処分を受ける場合があります。差押は、不動産・預金・給与・生命保険や自動車などさまざまな財産が対象となります。

23年度市税などの滞納による差押件数は、不動産や預金などの債権で520件行いました。今後も財源の確保と税負担の公平性を確保するため、納税されない場合は滞納処分を実施していきます。特別な事情があると認められるときには、分割で納付できる場合がありますので、納税課に相談してください。

問同課☎70・5663。

火災予防条例が改正されます

12月1日から新たに急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等に充電する設備で、全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く）が規制の対象になり、設置位置や構造と点検などの維持管理について基準が定められます。

問予防課☎76・2165。